

外来の無脊椎動物（昆虫類以外）の特徴と選定に際しての留意点（案）

041227 版

1 特徴

外来の無脊椎動物には、食用、餌、観賞用などの目的で利用され意図的に我が国に持ち込まれているものがあるが、非意図的に物資等に随伴して持ち込まれているものも多い。

これまで、農業被害を及ぼす無脊椎動物の中には、植物防疫法等により規制や防除が実施されてきているものもあるが、農業被害以外の被害に関しては特段の対処はされていない。

無脊椎動物には、多くの分類群が含まれている。これまでに我が国に持ち込まれた外来無脊椎動物の種類的全貌が明らかではないが、分類群によっては一部知見が蓄積されている。

食用、餌、観賞用などに利用され、野外での飼養や放流されているものがあるが、その流通量等の把握は困難なものが多く、また、野外での確認事例は増加しているが、定着の状況は不明なものが多い。

全般的には知見が十分ではない状況にあるが、例えば、猛毒を有するクモやサソリなど、早急に規制を検討する必要があるものが含まれている。

2 選定作業を進める際の留意点

植物防疫法等で対処される無脊椎動物については、基本方針に基づき、選定の対象外とする。

バラスト水等に含まれて非意図的に導入される無脊椎動物については、基本方針に基づき、防除等の必要性について検討する。

来春の法施行までの限られた期間で第1陣の選定作業を実施する必要があることから、既存の科学的知見を最大限活用することとともに、法の趣旨及び執行体制を勘案し、指定による法規制の効果を十分に検討することとする。

科学的知見が十分ではないとされるものについても、生態系等に被害を及ぼすことが否定できないものとして引き続き科学的知見の充実に努める必要のある生物としての扱いを検討するものとする。また、利用の状況についても情報把握に努めるものとする。

無脊椎動物については、全般的な知見は十分でない状況だが、その生息環境の違いから海産性、陸水性、陸上性に区分したり、導入の形態から意図的導入、非意図的導入に分けることにより、それらの区別を念頭に、生態系保全の観点から影響を評価する仕組みをどのように構築するか検討を行うことが必要である。